

坂出市週休 2 日モデル工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設現場における現場閉所による週休 2 日（月単位の週休 2 日または完全週休 2 日（土曜日・日曜日休み））の確保に向けた課題を把握するために実施する坂出市週休 2 日モデル工事（以下「モデル工事」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 モデル工事を実施する対象は、坂出市において発注する設計金額が 130 万円以上の建設工事のうち、発注者が指定した工事とする。ただし、応急対応工事等の緊急対応が必要な工事や現場施工が 1 週間程度の短期間の工事または工事の施工条件、施工期間等で制約があるなど、週休 2 日の実施が困難な工事を除く。

(対象期間の定義)

第3条 この要綱において「対象期間」とは、現場着手日から竣工日までの期間（年末年始休暇 6 日間および夏季休暇 3 日間を除く。）をいう。ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が事前に対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらずに現場作業等を余儀なくされる期間など）は含まない。

(週休 2 日の定義)

第4条 この要綱において「月単位の週休 2 日」とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の休工を行ったと認められる状態をいう。

2 この要綱において「通期の週休 2 日」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の休工を行ったと認められる状態をいう。この場合において、月単位の週休 2 日を達成していれば、通期の週休 2 日も達成しているものとみなす。

(4 週 8 休の定義)

第5条 この要綱において「月単位の 4 週 8 休」とは、対象期間内の全ての月毎に、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が 28.5%（8 日／28 日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5% に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

2 この要綱において「通期の 4 週 8 休」とは、対象期間の現場閉所率が 2

8. 5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

（休工の定義）

第6条 この要綱において「休工」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（休工日の確保）

第7条 受注者は、対象期間において、4週のうち8日以上（完全週休2日の場合は、原則として、1週間のうち土曜日および日曜日）を休工日としなければならない。ただし、災害時の緊急対応および品質管理、安全管理等のために継続して行わなければならない作業は、この限りでない。

2 受注者は、休工日の振替を行うことができる。ただし、完全週休2日の場合においては、やむを得ず土曜日または日曜日を休工日にできないときは、前後7日以内の土曜日または日曜日以外の曜日に休工日の振替を行うものとする。

3 降雨、降雪等予定外の休工日は、休工日数に含めるものとし、完全週休2日の場合においては、直後の土曜日または日曜日と振替を行うことができるものとする。

（入札公告等における記載）

第8条 発注者は、入札公告等にモデル工事であることを明示するとともに、月単位の週休2日に取り組む旨を特記仕様書等に記載するものとする。

（工事着手前の確認手続）

第9条 受注者は、現場着手日までに、月単位の週休2日または完全週休2日を選択し、週休2日確認書（別記様式）を工事監督員に提出し、協議しなければならない。

（休工日に現場作業を行う場合の措置）

第10条 受注者は、完全週休2日の場合において、休工日に現場作業を行うときはその理由、振替対応の有無および振替日を記載した工事打合せ簿により事前に工事監督員に報告しなければならないものとし、月単位の週休2日の場合において休工日に現場作業を行うときは工事打合せ簿による事前の報告に代えて、口頭による事前の報告を行うものとする。

（振替により休工日以外を休工とする場合の措置）

第11条 受注者は、前条の規定にかかわらず、完全週休2日の場合において振替により休工日以外を休工とするときはその理由を記載した工事打合せ簿により、事前に工事監督員に報告しなければならないものとし、月単

位の週休 2 日の場合において振替により休工日以外を休工とするときは工事打合せ簿による事前の報告に代えて、口頭による事前の報告を行うものとする。

(工事中標示板)

第 12 条 受注者は、工事中標示板にモデル工事での月単位の週休 2 日または完全週休 2 日である旨を記載するものとする。

(実施状況の報告)

第 13 条 受注者は、第 9 条の協議を経た週休 2 日確認書（以下「協議後の確認書」という。）に休工日の実績を記載したものをもって、月 1 回程度を目安に工事監督員の確認を受けるものとする。

- 2 受注者は、出来形数量を提出するときおよび工事監督員が指定するときは、協議後の確認書に休工日の実績を記載して工事監督員に提出するとともに、休工の実績が記載された工事日報や安全教育、訓練等に係る資料の確認を受けなければならない。
- 3 受注者は、工事完成時に前項の休工の実績を記載した工事日報および前条の工事中標示板の写真を工事監督員に提出しなければならない。

(工事監督員の休日確保の取組み)

第 14 条 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日の作業が生じるような指示を行ってはならない。

(経費の補正)

第 15 条 発注者は、原則当初設計で月単位の週休 2 日の場合の経費の補正を行い、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の 4 週 8 休を満たさないものは、通期の週休 2 日の補正係数に変更するものとし、さらに、通期の 4 週 8 休を満たさないものは、通期の週休 2 日の補正係数を除した変更を行うものとする。

- 2 経費補正は、別途定める坂出市週休 2 日モデル工事における経費補正基準に基づいて行うものとする。
- 3 当初設計において、やむを得ず経費補正が行えなかったモデル工事については、現場閉所の達成状況に応じ、当該年度の経費補正を行った上で変更契約をする。

(工事成績評定)

第 16 条 発注者は、当該工事が工事成績評定の対象である場合、受注者の週休 2 日の取組状況に応じて、工事成績評定で評価する。

(アンケート調査の実施)

第17条 発注者がアンケート調査を行う場合、受注者はこれに協力することとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

週休2日確認書

受注者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

工事名 : _____
 工 期 : _____

現 場 代 理 人 : _____
 技 術 者 : _____

月 日																												備考	
	月	火	水	木	金	土	月	火	水	木	金	土	月	火	水	木	金	土	月	火	水	木	金	土	月	火	水	木	金
休工日の計画																													
休工日の変更																													
休工日の実績																													
達成															達成														

月 日																													備考
	月	火	水	木	金	土	月	火	水	木	金	土	月	火	水	木	金	土	月	火	水	木	金	土	月	火	水	木	金
休工日の計画																													
休工日の変更																													
休工日の実績																													
達成															達成														

月 日																													備考
	月	火	水	木	金	土	月	火	水	木	金	土	月	火	水	木	金	土	月	火	水	木	金	土	月	火	水	木	金
休工日の計画																													
休工日の変更																													
休工日の実績																													
達成															達成														

● : 休工日 ◇ : 休工日を現場作業日とした日